

改正廃棄物処理法と 政省令の解説(重点事項)

平成23年5月（No9）発行の会報誌「しろちどり」でも掲載していますが、平成23年4月1日に施行された改正廃棄物処理法について質問が寄せられています。その中でも重要事項について再度掲載します。

1. 排出事業者による産業廃棄物処理処分状況の確認について

項 目	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第12条第7項	三重県産業廃棄物の適正な処理に 関する条例第7条第1項
対象とする産業 廃棄物	全ての産業廃棄物	全ての産業廃棄物
確認しなければ ならない対象施 設	排出事業者は産業廃棄物の運搬・処 理・処分を委託するとき、処理の状 況に関する確認を行い、発生から中 間処理、最終処分が終了するまでの 一連の処理工程を確認する。（努力 規定） 中間処理と最終処分の業者が異なっ ている場合は、最終処分まで確認す る必要がある。	産業廃棄物の処理・処分を処分業者 に委託するときは、当該処分業者が 産業廃棄物を処理・処分するための 能力を処分業者が有していることを 確認するとともに、記録する。（義 務規定） 委託契約を締結している処分業者の 処理能力、処理方法等を確認して、 記録しておく。
確認すべき事項	委託契約書による処理・処分が適正 に実施していることを確認する。	自ら実施に調査し確認する。 自らの責任において、実地に調査し ている者から聴取し確認し、記録す る。 ・確認した日、確認の方法、処分の 状況、保管状況の方法等
不適な処理・処 分が行われてい た場合の措置		不適正な処理・処分が行われている ことが知った後、遅滞なく、措置内 容を知事に報告する。

2. 報告事項

三重県産業廃棄物の適正な処理に関する条例第18条の規定に基づく報告について

（特別管理）産業廃棄物収集運搬業者及び（特別管理）産業廃棄物処分業者は、条例に基づき6月30日までに、その年の3月31日以前1年間（前年の4月1日からその年の3月31日までの1年間）における産業廃棄物の処理状況を報告するように義務付けられています。

ちなみに、平成21年度(平成21年4月1日から平成22年3月31日)分の報告は平成22年4月25日付けで県から報告書様式が送付されています。毎年この時期に報告書様式が送付されますので忘れずに報告してください。報告しないと廃棄物の処理及び清掃に関する法律第18条または三重県産業廃棄物の適正な処理に関する条例第23条の規定に基づき報告を求められますので留意してください。

3. 産業廃棄物処理施設にかかる定期検査の制度について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の許可を受けた者は産業廃棄物処理施設が施設の構造基準に適合しているかについて県の検査を受けなければならないと規定されました。

対 象 施 設：最終処分場、焼却施設等の許可時に告示・縦覧をしなければならない施設で設置許可を受けた者。（但し、平成4年7月4日以前に届出られた施設の設置については許可を受けた施設とみなす。）

施設検査日：平成5年3月31日以前に設置された施設は平成24年3月31日までに検査を受けなければならない。

検 査 期 間：5年3ヶ月ごと（3ヶ月は、検査申請から検査までの期間や5年ごとに定期的に検査を受けるための期間）

4. 産業廃棄物管理票制度の強化について（マニフェスト制度の強化）

①産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付した者（排出事業者等）、交付したマニフェストの写し（A票）を5年間保管しなければならない。

②産業廃棄物の収集運搬または処分を受託した者はマニフェストの交付を受けずに、産業廃棄物の引渡しを受けてはならない。

三重県の電子マニフェスト普及に向けた取り組み

三重県では、産業廃棄物の不適正な処理を未然に防止するため、偽装・不正が行なわれにくく、廃棄物の処理過程が確実に把握できる電子マニフェストの普及促進を図ることとしており、次のような取り組みを進めています。



1 電子マニフェスト加入料助成

三重県内に本社、支社、営業所等の事業所を置く排出事業者、収集運搬業者、処分業者が、平成23年4月1日から平成24年2月10日までに、新規に電子マニフェストシステムに加入し、平成24年2月29日までに電子マニフェストシステムを利用開始する場合に、加入料を全額助成する事業を行なっています。加入料助成の対象期間も終わりに近づいておりますので、申請はお早めをお願いします。

加入料助成事業の詳細については、以下のURLをご参照ください。

<http://www.eco.pref.mie.lg.jp/details/index.asp?cd=2011040019>

2 電子マニフェスト操作研修会

排出事業者及び処理業者を対象に、三重県内3会場において10日間（回数20回）の電子マニフェスト操作研修会を行っています。研修会では、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の一連の操作の流れを体験していただくことができます。なお、今年度最終の研修会が平成24年1月25日に津市地域情報センター「あのつピア」で行なわれますので、ご参加のほどお願いします。

操作説明会の詳細については、以下のURLをご参照ください。

<http://www.eco.pref.mie.lg.jp/cycle/100080/mani/sousakensyu.htm>

3 今後の取り組み

三重県では、平成24年度も平成23年度に引き続いて、加入料等の助成や電子マニフェスト操作研修会の実施等を予定しており、さらに、多量排出事業者を中心に啓発を進めながら、電子マニフェスト普及を促進していきたいと考えています。